

軽防協ニュース

Vol.45

2017.10



軽種馬防疫協議会

CONTENTS

I. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告	1
--------------------------------	---

II. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告	4
---------------------------------	---

III. 話題提供	26
-----------	----

1. 在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進作業
2. 「馬防疫検討会」第 3 回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の開催について
3. 軽防協ニュース速報(号外)
4. 馬インフルエンザワクチン(新ワクチン株)の発売について
5. 『エクエヌテクト ERP』妊娠馬用法の承認について
6. 馬防疫に関する学術集会(平成 29 年)
 - ①「馬防疫検討会」馬感染症研究会
 - ②第 45 回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウム

IV. 軽種馬防疫協議会からのお知らせ	37
---------------------	----

V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿	39
------------------	----



表紙写真：放牧風景

I . 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会 常任委員会開催報告

平成 29 年度軽種馬防疫協議会常任委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 29 年 5 月 17 日（水） 15:00 ～
2. 場 所：日本中央競馬会 本部 9 階 第 4 会議室
3. 出席者：議 長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
常任委員：留守 悟（地方競馬全国協会 理事）
西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）
木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
木村 一人（日本中央競馬会 理事）
幹 事：西澤 州平（地方競馬全国協会 公正部長）
阿部 憲二（日本馬術連盟 事務局長）
江口 貞男（日本軽種馬協会 業務部長）
中山 清秀（日本馬事協会 参与）
山野辺 啓（日本中央競馬会 馬事部長）
額田 紀雄（日本中央競馬会 馬事部防疫課長）
オブザーバー：上田 毅（全国公営競馬獣医師協会 会長）
事務局：岡野 篤（日本中央競馬会 馬事部防疫課課長補佐）
前田 達哉（日本中央競馬会 馬事部防疫課）
大塚 佑（日本中央競馬会 馬事部防疫課）

4. 議 題：

1) 平成 28 年度軽種馬防疫協議会 事業報告ならびに収支決算

(1) 主な事業内容

- ①常任委員会（5 月 18 日）・専門委員会（6 月 8 日）の開催
- ②関係機関・関係団体との連絡協調
・防疫に関する主催者間の意見交換会（6 月 8 日）の開催
- ③平成 28 年 馬の予防接種要領の制定
- ④社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修

(2) 防疫思想の啓発および普及

- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配布
・軽防協ニュース Vol.44：平成 28 年 10 月発刊
- ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配布
・速報は定期 4 回発刊（平成 28 年 6 月,8 月,11 月,平成 29 年 3 月）
・速報号外の配信は無し
- ③Equine Disease Quarterly の作成・配布
・4 回発刊（Vol.25,No.2-4、Vol.26,No.1）
- ④馬の予防接種啓発用リーフレットの作成・配布
・予防接種（馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風）啓発用リーフレット作成・配布（8,000 部）
- ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
馬のウエストナイルウイルス感染症・第 2 版、
馬の真菌症・第 2 版、馬パラチフス・第 3 版（補訂版）
- ⑥軽種馬防疫協議会のホームページの更新

- ・軽防協ニュース、ニュース速報、ニュース速報号外および EDQ の掲載
 - ・その他防疫に関するトピックスの掲載・周知
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
- ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 28 年度軽種馬防疫協議会 収支決算報告【表 1】
収入確定額から支出確定額を差し引いた、平成 28 年度の繰越金は 693,969 円であった。
- (5) 平成 28 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支決算報告【表 2】

2) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 事業計画ならびに収支予算 (案)

- (1) 主な事業内容
- ①常任委員会 (5 月 17 日)・専門委員会 (6 月 14 日) の開催
 - ②関係機関・関係団体との連絡協調
 - ・防疫に関する主催者間の意見交換会 (6 月 14 日) の開催
 - ③平成 29 年 馬の予防接種要領の制定
 - ④公益社団法人中央畜産会衛生指導部の発行する「健康手帳」の監修
- (2) 防疫思想の啓発普及
- ①軽種馬防疫協議会ニュースの作成・配付 (年 1 回発刊予定)
 - ②軽種馬防疫協議会ニュース速報の作成・配信 (年 4 回配信予定、号外随時配信予定)
 - ③Equine Disease Quarterly の作成・配付 (年 4 回発刊予定)
 - ④馬の予防接種 (馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風) 啓発用リーフレットの増刷・配布
 - ⑤公益社団法人中央畜産会が発行する感染症テキストの監修
 - ⑥軽種馬防疫協議会ホームページの管理・情報発信
- (3) 防疫に関する研究および疫学情報の収集伝達
- ①防疫に関する国内および海外の情報収集
 - ②防疫に関する研究成果の伝達
- (4) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 収支予算 (案)【表 3】
- (5) 平成 29 年度軽種馬防疫協議会 積立金収支予算 (案)【表 4】

3) 平成 29 年 馬の予防接種要領について (案)

4) 軽種馬防疫協議会規約の改正について (案)

5. 報告事項:

- 1) 国内伝染病発生状況
- 2) 海外伝染病発生状況
- 3) 馬の輸出入検疫状況
- 4) 生産地等における防疫推進事業
- 5) 在来馬等伝染性貧血清浄化推進事業
- 6) 馬防疫検討会
- 7) その他

表 1. 平成 28 年度 軽種馬防疫協議会収支決算書
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	28 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	28 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	503,383	503,383	0	事業費	36,000	10,560	25,440	
				会議費	16,000	10,560	5,440	常任・専門委員会、幹事会
				諸謝金	20,000	0	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	1,000,000	0	事務諸費	2,230,000	1,698,865	531,135	
				印刷費	1,800,000	1,589,441	210,559	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
				通信費	300,000	89,282	210,718	送料等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	1,000,000	0	HP管理業務費	100,000	14,040	85,960	レンタルサーバー保守・管理費、HPメンテナンス代
				雑費	30,000	6,102	23,898	役務費、文具、図書等
				積立金	100,000	100,000	0	HPリニューアル、感染症パンフレット印刷
雑収入(預金利子)	300	11	▲289	予備費	137,683	0	137,683	
				支出額計		1,809,425		
				次年度へ繰越金		693,969		
計	2,503,683	2,503,394	▲289	計	2,503,683	2,503,394	289	

表 2. 平成 28 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支決算書
(平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部				支 出 の 部				
科 目	28 年予算額	収入確定額	差 額	科 目	28 年予算額	支出確定額	差 額	備 考
前年度繰越金	1,413,197	1,413,197	0	印刷費	400,000	0	400,000	感染症パンフレット印刷費用の補填なし
平成 28 年度積立金	100,000	100,000	0	支出額計	400,000	0	400,000	
雑収入(預金利子)	200	12	▲188	次年度へ繰越金	1,113,397	1,513,209	0	
計	1,513,397	1,513,209	▲188	計	1,513,397	1,513,209	▲188	

表 3. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会収支予算(案)
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	差 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	693,969	事業費	38,000	
		会議費	18,000	常任委員会、専門委員会、幹事会
		諸謝金	20,000	
日本中央競馬会分担金	1,000,000	事務諸費	2,280,000	
		印刷費	1,830,000	Equine Disease Quarterly、軽防協ニュース、予防接種リーフレット等
地方競馬全国協会分担金	1,000,000	通信費	300,000	送料等
		HP管理業務費	120,000	HP内容変
		雑費	30,000	役務費、文具、図書等
雑収入(預金利子)	100	積立金	100,000	
		予備費	276,069	
		次年度へ繰越金		
計	2,694,069	計	2,694,069	

表 4. 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会積立金収支予算(案)
(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

(単位：円)

取 入 の 部		支 出 の 部		
科 目	金 額	科 目	金 額	備 考
前年度繰越金	1,513,209	印刷費	400,000	感染症パンフレット印刷等
平成 29 年度積立金	100,000	支出額計	400,000	
雑収入(預金利子)	100	次年度へ繰越金	1,213,309	
計	1,613,309	計	1,613,309	

II . 平成 29 年度 軽種馬防疫協議会 専門委員会開催報告

平成 29 年度軽種馬防疫協議会専門委員会が下記のとおり開催され、提出議題はすべて承認された。

1. 開催日時：平成 29 年 6 月 14 日（水） 13:30 ～
2. 場 所：日本中央競馬会 本部 9 階 第 1 会議室
3. 出席者：51 名（常任委員 4 名・専門委員 40 名 [うち代理出席 2 名]・事務局員 3 名・オブザーバー 3 名）
 - 議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
 - 常任委員：留守 悟（地方競馬全国協会 理事）
 - 西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
 - 木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
 - 永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）【欠席】
 - 木村 一人（日本中央競馬会 馬事担当理事）
 - 専門委員：
 - 農林水産省
 - 大森 正敏（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）【欠席】
 - 佐々木勝憲（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（中央班長））
 - 西村 博昭（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））
 - 大竹 匡巳（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）
 - 谷 義人（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）
 - 菊池 栄作（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）
 - 鈴木 一弘（消費・安全局 動物検疫所 検疫部長）
 - 大石 弘司（動物医薬品検査所 検査第一部長）
 - （国研）農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門
 - 山川 睦（海外病研究調整監）
 - 秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長）
 - 地方競馬全国協会
 - 西澤 州平（公正部長）
 - 菅 浩雅（公正部 調査役）
 - 日本軽種馬協会
 - 江口 貞男（業務部長）
 - 日本馬術連盟
 - 阿部 憲二（事務局長）
 - 川嶋 舟（獣医委員）
 - 地方競馬主催者
 - 岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）
 - 徳安 貴弘（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）【欠席】
 - 伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部）
 - 黒田 浩之（埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長）
 - 八木 健（千葉県競馬組合 業務課）
 - 岡邑 誠（特別区競馬組合 競馬事務局 競走課）
 - 矢島 純夫（神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課）【欠席】
 - 多々見晋一（石川県競馬事業局 管理専門員）【代理出席】
 - 安藤 恵三（岐阜県地方競馬組合 業務課）【欠席】
 - 安達 教治（愛知県競馬組合 専門員（獣医総括））
 - 上鍋 公二（兵庫県競馬組合 事業部 業務課）【代理出席】
 - 長山 昌広（高知県競馬組合 競走馬診療所長）
 - 相川雄一郎（佐賀県競馬組合 馬診療所長）【欠席】

日本馬事協会

中山 清秀 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)

競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター

藤井 良和 (調査役)

日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

和田 雅雄 (理事長)

中央畜産会

関谷 順一 (衛生指導部長 (防疫担当))

日本中央競馬会

山野辺 啓 (馬事部長) 【欠席】

伊藤 幹 (馬事部長補佐)

松田 芳和 (馬事部 獣医課長) 【欠席】

額田 紀雄 (馬事部 防疫課長)

松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)

近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室長)

成田 正一 (競走馬総合研究所 企画調整室 調査役)

奥 河寿臣 (栗東トレーニング・センター 競走馬診療所長)

和田 信也 (美浦トレーニング・センター 競走馬診療所長)

事務局：

日本中央競馬会

岡野 篤 (馬事部 防疫課長補佐)

前田 達哉 (馬事部 防疫課 係長)

大塚 佑 (馬事部 防疫課 係長)

オブザーバー：

農林水産省

佐藤 久美 (生産局 畜産部 畜産振興課 馬係長)

全国競馬・畜産振興会

佐藤 義孝 (畜産振興課長)

中央畜産会

原田 博文 (衛生指導部 主査)

4. 議事次第：

- | | | | |
|-----------------------------------|--------|-------|------------------|
| 1) 開 会： | 専門委員 | 伊藤 幹 | |
| 2) 議長挨拶： | 議 長 | 木所 康夫 | |
| 3) 動物衛生課挨拶： | 消費・安全局 | 動物衛生課 | 防疫業務班 課長補佐 菊池 栄作 |
| 4) 議 題 (進行：木所議長) | | | |
| ①平成 28 年度軽種馬防疫協議会事業報告ならびに収支決算 | 伊藤 | 専門委員 | 【3 ページ】 |
| ②平成 29 年度軽種馬防疫協議会事業計画ならびに収支予算 (案) | 伊藤 | 専門委員 | 【3 ページ】 |
| ③平成 29 年 馬の予防接種要領について (案) | 額田 | 専門委員 | 【7 ページ】 |
| ④予防接種リーフレットの改訂について (案) | 額田 | 専門委員 | |
| ⑤健康手帳の重要事項記載欄の記入例変更について (案) | 額田 | 専門委員 | 【8 ページ】 |
| 5) 報告事項 (進行：木村 常任委員) | | | |
| ①ワクチン関係 | 額田 | 専門委員 | |
| ②国内伝染病発生状況 | | | |
| ・国内伝染病発生状況 | 額田 | 専門委員 | 【10 ページ】 |
| | 江口 | 専門委員 | |
| ③生産地の防疫状況 | | | |
| ・日高地区 | 駒澤 | 専門委員 | 【11 ページ】 |
| ・胆振地区 | 吉田 | 専門委員 | 【12 ページ】 |
| ・生産地疾病等調査研究成績 | 近藤 | 専門委員 | |
| ④海外伝染病発生状況 | 額田 | 専門委員 | 【13 ページ】 |
| ⑤馬の輸出入検疫状況 | 鈴木 | 専門委員 | 【14-15 ページ】 |
| ⑥飼養衛生管理基準 (馬) | 菊池 | 専門委員 | 【16-19 ページ】 |
| ⑦生産地等における防疫推進事業 | | | |
| ・育成馬等予防接種推進事業 | 額田 | 専門委員 | 【20 ページ】 |
| | 関谷 | 専門委員 | |
| ・馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業 | 額田 | 専門委員 | 【23 ページ】 |
| | 関谷 | 専門委員 | |
| ・CEM 蔓延防止対策事業および CEM 侵入防止対策事業 | 額田 | 専門委員 | 【24 ページ】 |
| | 江口 | 専門委員 | |
| ⑧在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業 | 額田 | 専門委員 | 【27 ページ】 |
| ⑨馬防疫検討会 | | | |
| ・馬伝染性貧血清浄度評価専門会議 | 額田 | 専門委員 | 【28 ページ】 |
| ・「馬防疫検討会」感染症研究会 | 額田 | 専門委員 | 【34 ページ】 |
| ⑩その他 | | | |
| ・健康手帳記入事項の再確認について | 額田 | 専門委員 | |
| ・軽防協委員名簿・規約について | 額田 | 専門委員 | |
| 6) 閉会 | | | |

●平成 29 年 馬の予防接種要領について

平成29年 馬の予防接種要領について

軽種馬防疫協議会

「平成29年 馬の予防接種要領」は下記のとおり全国的に統一して実施されたい。
なお、馬の移動の際には、下記の予防接種を実施した旨の証明書を携行すること。

記

1. 馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて2回接種（基礎免疫）し、以降半年に1回（春季・秋季）の補強接種を実施すること。

※ 予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

2. 日本脳炎

使用説明書に基づき、その年の流行期前の5～6月に2回接種すること。

※ 5～6月に接種が完了していない場合でも、必ず10月末までに接種すること。

3. 破傷風

初回は使用説明書に基づいて2回接種（基礎免疫）し、翌年からは年1回の補強接種を実施すること。

※ 前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

○ 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。

○ 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

● 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書（健康手帳）」の重要事項記載欄記入例について

「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書（健康手帳）」の
重要事項記載欄記入例について

2017年6月14日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

2015年より配布している「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳」（以下健康手帳）には、重要事項記載欄が追加された。軽種馬防疫協議会からも「生涯にわたって情報を共有すべき重大な事項があると判断した獣医師が必要事項を記入すること」とホームページ等で周知している。しかしながら、現行の健康手帳に記入例として記載しているものは、生涯にわたって持続するものではないとの指摘を受けた。このため記載例について、以下のとおり変更することとした。

- ・ 金属インプラントを用いた手術の既往（螺子固定術や関節固定術など）
- ・ 切神術、切腱術の既往
- ・ 失明の確認
- ・ 薬物等によるショック反応

● 「馬の検査・注射・薬浴・投薬証明書（健康手帳）」の重要事項記載欄記入例について

重要事項の記載について

下記の例のように、生涯にわたって情報を共有すべき重大な事項がある場合には、右の重要事項記載欄に記入してください。

例

・金属インプラントを用いた手術の既往
(螺子固定術や関節固定術など)

・切神術、切腱術の既往

・失明の確認

・薬物等によるショック反応

重要事項記載欄

実施/ 発症年月日	特記事項	記載者 氏名印
20XX.02.19	左第1指骨螺子固定術	ホースクリニック 軽種馬 太郎
20XX.06.02	右掌側指神経切断術	ホースクリニック 軽種馬 太郎
20XX.09.16	左失明	ホースクリニック 軽種馬 太郎
20XX.12.21	マイシリン投与による 薬物ショック(不穏)	ホースクリニック 軽種馬 太郎

記入例

●国内伝染病発生状況

年	馬伝染性貧血	日本脳炎	破傷風	馬バクテリウム	馬鼻肺炎 (流産)	馬インフルエンザ*	馬伝染性子宮炎
1981	15	0	12	13	10	0	57
1982	5	0	20	24	12	0	39
1983	4	5	9	9	36	0	30
1984	0	1	14	32	19	0	35
1985	0	3	11	33	34	0	128
1986	0	0	4	7	36	0	109
1987	0	0	10	22	22	0	108
1988	0	0	16	2	10	0	103
1989	0	0	5	12	15	0	74
1990	0	0	7	9	21	0	24
1991	0	0	6	10	33	0	32
1992	0	0	7	0	16	0	15
1993	2	0	8	0	13	0	27
1994	0	0	12	24	13	0	11
1995	0	0	11	14	9	0	0
1996	0	0	9	15	24	0	26
1997	0	0	8	52	22	0	4
1998	0	0	10	80	15	0	11
1999	0	0	4	5	12	0	0
2000	0	0	1	0	12	0	1
2001	0	0	6	0	13	0	11
2002	0	0	3	0	10	0	4
2003	0	1	4	1	25	0	2
2004	0	0	10	9	16	0	1
2005	0	0	4	11	23	0	1
2006	0	0	5	2	26	0	0
2007	0	0	3	2	21	1061	0
2008	0	0	3	10	23	183	0
2009	0	0	6	2	27	0	0
2010	0	0	0	0	44	0	0
2011	2	0	1	0	14	0	0
2012	0	0	1	1	34	0	0
2013	0	0	0	0	35	0	0
2014	0	0	4	4	53	0	0
2015	0	0	1	0	42	0	0
2016	0	0	1	0	59	0	0

●月別発生状況 (2016 年)

疾病名		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計
馬伝染性貧血	戸													0
	頭													0
日本脳炎	戸													0
	頭													0
破傷風	戸							1						1
	頭							1						1
馬バクテリウム	戸													0
	頭													0
馬鼻肺炎 (流産型)	戸	7	7	2	2	1					1	2	4	26
	頭	13	27	9	2	1					1	2	4	59
馬鼻肺炎 (呼吸器型)	戸													0
	頭													0
馬鼻肺炎 (神経型)	戸													0
	頭													0
馬インフルエンザ*	戸													0
	頭													0
馬伝染性子宮炎	戸													0
	頭													0

(農林水産省動物衛生課、北海道農政部の資料より)

●生産地の防疫状況（北海道日高）

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

年度	55~H		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
	検査	区	分	768 (67)	5 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (1)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
定期検査																											
病性鑑定																											
動向調査																											
ハイスク馬																											
追跡調査																											
合計																											

※動向調査で摘発

()は種牡馬

注) ハイスク馬追跡調査は、平成10年1月から実施。
H16から定期検査は自主検査に移行。

平成29年5月25日現在

2. 馬鼻肺炎ウイルスによる流産発生状況

年	55~H		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	戸数	頭数	120	6	6	12	14	8	8	7	7	9	11	7	13	10	10	17	14	12	9	23	16	16	18	20
208	6	7	18	13	11	12	12	12	12	12	10	24	12	20	20	14	21	26	25	15	34	27	53	33	53	26

平成29年5月25日現在

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19		21	22	23	24	25	26	27	28	29
	戸数	頭数	15	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬											
繁殖牝馬											
当歳馬											
育成馬											
競走馬											
乗馬											
その他											

平成29年5月25日現在

4. 馬の輸入状況

年度	9		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		去勢		
	輸出	輸入	241	221	269	175	161	149	145	117	133	137	93	83	73	63	65	57	50	46	60	61		19	(2)
アメリカ																									
アラブ																									
フランス																									
イギリス																									
オーストラリア																									
ニュージーランド																									
ドイツ																									
アルゼンチン																									
UAE																									
香港																									
オランダ																									
中国																									
ロシア																									
カナダ																									
シンガポール																									
ベルギー																									
合計																									

()は種牡馬, ※は肉用中間種

●生産地の防疫状況（北海道胆振）

1. 馬伝染性子宮炎摘発状況

検査区分	年度	S56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
定期検査	摘発頭数	1	1		2	2	4	2	1	1							4						
	検査頭数	1514	1484	1457	1484	1475	1670	2565	1616	1540	1644	1615	1585	1574	1517	1570	1389	1441	1362	1330	1256	1259	1272
病性鑑定	摘発頭数											1						2					
	検査頭数									36	89	117	106	95	69	79	63	56	116	98	271	186	132

検査区分	年度	年度												29										
		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		27	28								
定期検査	摘発頭数																							
	検査頭数	1354	1193	1095	1147	1254	1219	1211	1271	254	234	226	211	248	213	22								
病性鑑定	摘発頭数	1																						
	検査頭数	139	281	98	87	127	68	52	86	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成29年5月26日現在

注: S56年以前は検査未実施。

H14年度をもって胆振管内の清浄性が確認されたことから定期検査は終了。H15年度以降は陽性摘発者自衛防疫推進協議会による自主防疫で対応する。

なお、H15年度に摘発された1頭は発症馬でなく、疫学的に日高管内と関連があった。培養検査陰性、PCR陽性。当該馬は廃用。

※ ①法5条検査で継続して全頭陰性である。 ②JRAの清浄化推進事業によるPCR検査でH13・14年と全頭陰性。 ③ハイリスウ馬がH12年以降存在しない。

2. 馬肺炎ウイルスによる流産発生状況

年度*	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
戸数	2	1	0	1	0	1	0	2	3	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	0	0	4	2
頭数	4	6	0	1	0	1	0	2	5	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	9	4	0	0	4	3	2

平成29年5月26日現在
*シーズン(当年10月~)

3. 馬インフルエンザ発生状況

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
戸数	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
頭数	24	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
種牡馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繁殖社馬	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当歳馬	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育成馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競走馬	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乗馬	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成29年5月25日現在

4. 馬の輸入状況

年度	輸出	年度																												
		H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29				
輸出	アメリカ	21	20	120	133	78	50	48	83	78	73	46	37	68	82	57	48	42	47	38	40	33	36	51	35	10	25			
	イギリス	7	9	10	12	13	12	20	5	34	31	21	17	27	34	17	6	21	15	23	27	7	12	7	19	2	17			
	フランス	1	9	16	5	13	19	9	5	8	1	6	7	1	3	1	6	1	7	6	5	6	20	24	6	6				
	オーストラリア	1			1	3	11	32	11	16	8	7	27	9	9	20	24	14	4	4	16	3	6	16	17	4	13			
	アイルランド	4	4	13	8	6	6	8	2	8	7	3	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	ドイツ	1																												
	ニュージーランド	1		1	2		2	1	1	2																				
	カナダ								57																					
	UAE										1	1	1																	
	香港														1															
	ロシア																													
	アルゼンチン																	3				2	2	4	7					
	デンマーク																													
ベルギー																														
オランダ																														
合計	35	42	160	161	113	100	175	106	147	121	82	93	107	134	96	89	79	75	71	95	71	77	102	85	16	69	0			

●世界各国における馬の伝染病の発生状況 (2016 年)

疾病 \ 国	アメリカ	カナダ	アイルランド	イギリス	フランス	イタリア	ドイツ	ベルギー	香港	UAE	シンガポール	オーストラリア	ニュージーランド	日本
馬伝染性貧血	+	+	-	-	-	+	-	-	-	0000	0000	-	-	-
日本脳炎	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	-	0000	-	-	0000	-
ウエストナイルウイルス感染症	+	+	0000	0000	-	+	0000	0000	-	-	0000	-	0000	0000
水疱性口炎	+	-	0000	0000	-	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000
馬ウイルス性動脈炎	+	+	-	-	+	+	+	-	0000	0000	0000	+	-	0000
馬インフルエンザ	+	+	+	+	+	-	+	-	-	-	-	-	0000	-
馬鼻肺炎	+	+	+	+	+	+	+	+	-	-	-	+	+	+
ヘンドラウイルス感染症	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	+	0000	0000
馬ピロプラズマ病	+	-	-	+	+	-	-	-	-	-	0000	-	0000	0000
鼻疽	-	-	-	-	-	-	-	-	0000	0000	0000	-	0000	-
馬伝染性子宮炎	-	0000	-	-	+	-	+	-	0000	-	0000	-	0000	-

データはOIEホームページより引用
※一部IOCからの情報を追加

記載コード
0000 過去の発生なし
- 当該年の発生なし
+ 当該年の発生あり
? 発生が疑われるが未確認

●馬の輸入検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	と畜場直行	合計
2002	117	187	327	4,036	9	—	4,676
2003	136	129	269	3,658	8	—	4,200
2004	134	172	304	4,846	20	—	5,476
2005	150	164	359	4,797	23	—	5,493
2006	173	187	333	5,638	7	85	6,423
2007	323	148	214	5,302	—	—	5,987
2008	212	163	199	4,101	13	—	4,688
2009	109	191	133	4,013	36	—	4,482
2010	124	224	165	4,781	—	—	5,294
2011	94	183	186	3,247	—	—	3,710
2012	82	235	157	2,480	—	—	2,954
2013	130	233	134	3,183	3	—	3,683
2014	109	170	174	4,924	—	—	5,377
2015	133	214	173	4,362	—	—	4,882
2016	115	222	191	3,488	—	—	4,016

●馬の輸出検疫頭数の推移

(単位:頭)

年	繁殖用	乗用	競走用	肥育用	その他	合計
2002	103	16	102	—	—	221
2003	94	2	62	—	3	161
2004	53	10	73	—	—	136
2005	68	0	115	—	20	203
2006	66	9	97	—	—	172
2007	41	4	73	—	—	118
2008	38	—	81	—	—	119
2009	10	16	53	—	36	115
2010	66	52	51	—	—	169
2011	46	40	54	—	1	141
2012	48	23	52	—	—	123
2013	32	6	50	—	—	88
2014	32	14	104	—	—	150
2015	61	10	94	—	37	202
2016	37	14	95	—	6	152

※ 動物検疫所企画管理部調査課調べ

※ 2016年については速報値

●輸入馬の仕出地域別検疫頭数

(単位：頭)

仕出地域	2007					2008					2009					2010					2011					2012					2013					2014					2015					2016				
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計										
韓国					1																																													
中国				7																																														
香港	7	9	5	8	9				10																																									
マリアナ諸島	7	4	5	4	4				7																																									
オーストラリア	2	1	1	2	1				1																																									
アメリカ	1	1		3	1				2																																									
イギリス	60	94	73	41	46				63																																									
ドイツ					1																																													
フランス																																																		
オーストラリア	15	22	39	37	41				41																																									
アメリカ	7	7	43	31	28				6																																									
オーストラリア	71	96	93	121	91				140																																									
ドイツ	2																																																	
アメリカ	235	227	150	209	178				37																																									
フランス	5,486	4,157	4,013	4,783	3,247				2,480																																									
オーストラリア		3		2	5																																													
アメリカ	80	62	55	36	45				1																																									
オーストラリア	14	5	5	9	13				2																																									
計	5,987	4,688	4,482	5,294	3,710				82																																									

※ 動物検疫所企画管理部調べ
 ※ 2016年集計値については速報値

●飼養衛生管理基準 (馬)

<p>I 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p> <p>1 家畜防疫に関する最新情報の把握等</p>	<p>1 自らが飼養する馬が感染する馬が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従うこと。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のホームページの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けること。</p>
<p>II 衛生管理区域の設定</p> <p>2 衛生管理区域の設定</p>	<p>2 自らの農場を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにすること。</p>
<p>III 衛生管理区域への病原体の持込みの防止</p> <p>3 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p>	<p>3 衛生管理区域の出入口の数を必要最小限とすること。必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する馬に接触する機会を最小限とするよう、当該出入口付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、競馬場、乗馬施設その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合、この限りでない。</p>
<p>4 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒</p>	<p>4 衛生管理区域の出入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、</p>

	<p>衛生管理区域に出入りする際に当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p> <p>5 厩舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒設備を携行し、当該出入口付近において当該消毒設備を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>IV 野生動物等からの病原体の侵入防止</p> <p>6 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止</p> <p>7 飲用に適した水の給与</p> <p>8 馬の死体の保管場所</p>	<p>6 厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。</p> <p>7 飼養する馬に飲用に適した水を給与すること。</p> <p>8 馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講ずること。</p>
<p>V 衛生管理区域の衛生状態の確保</p> <p>9 厩舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等</p> <p>10 空房の清掃及び消毒</p>	<p>9 厩舎その他の衛生管理区域内にある施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他液体が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をすること。</p> <p>10 馬の移動又は出荷により馬房が空になった場合には、清掃及び消毒をす</p>

<p>VI 馬の健康観察と異状が確認された場合の対処 11 馬に異状が確認された場合の移動及び出荷の停止</p>	<p>ること。</p>
<p>11 馬の健康観察と異状が確認された場合の移動及び出荷の停止</p>	<p>11 飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の移動及び出荷を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。</p>
<p>12 毎日の健康観察</p>	<p>12 毎日、飼養する馬の健康観察を行うこと。</p>
<p>13 馬を導入する際の健康観察等</p>	<p>13 他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等により健康な馬を導入すること。導入した馬に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにすること。</p>
<p>14 馬の移動又は出荷時の健康観察等</p>	<p>14 馬の移動又は出荷を行う場合には、移動又は出荷の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p>
<p>VII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管 15 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管</p>	<p>15 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。 (1) 導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日</p>

	<p>(2) 移動又は出荷を行った馬の種類、頭数、健康状態、移動又は出荷先の農場等の名称及び移動又は出荷の年月日</p> <p>(3) 飼養する馬の異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢</p>
<p>Ⅷ 大規模所有者に関する追加措置</p> <p>16 獣医師等の健康管理指導</p>	<p>16 大規模所有者は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する馬の健康管理について指導を受けること。</p>
<p>17 情報の周知</p>	<p>17 大規模所有者は、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に周知徹底すること。</p>

①育成馬等予防接種推進事業

① 育成馬等予防接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業—4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的
競馬場入きゅう前の育成馬及び生産地の繁殖牝馬について予防接種の徹底を図り、馬防疫の推進に資する。
2. 事業内容
1歳馬、2歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等(軽種及び重種)に対し、所定の期日に日本脳炎、破傷風及び馬インフルエンザ及びゲタウイルス感染症について予防接種を行う。 ワクチン接種に必要な費用の一部を助成する。
3. 助成率
JRL 80% : NAR 10% : JBBA 10%
4. 事業実施主体
(公社)中央畜産会
5. 事業期間
平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

- 本事業は平成 17 年度～平成 26 年度に実施されていた「育成馬等予防接種推進事業」の継続事業である。
- 平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月は、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月は、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。2種混合ワクチン(日本脳炎・馬のゲタウイルス感染症)を追加。

◎ 助成額

「標準事業単価」

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 3種混合ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 2, 830円 |
| ② 日本脳炎ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 670円 |
| ③ 馬インフルエンザワクチン | 1 頭 1 回あたり: 1, 850円 |
| ④ 2種混合ワクチン | 1 頭 1 回あたり: 4, 840円 |

※ 必要経費と標準事業単価の低い方の額の 1/2 を助成

◎ ワクチン接種プログラム

1 歳馬、2 歳馬及び繁殖牝馬の競走用育成馬等（軽種及び重種）に対し、所定の期間に日本脳炎、破傷風、ゲタウイルス感染症及びインフルエンザについて予防接種を行う。

区分	種類	馬インフルエンザワクチン	破傷風ワクチン	日本脳炎ワクチン	ゲタウイルス感染症ワクチン
育成馬等 予防接種 推進事業	1 歳 1 月～3 月	2 回接種（基礎免疫）*			
	1 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）**			
	1 歳 10 月～12 月	1 回（補強接種）			
	2 歳 5 月～6 月	1 回接種（補強接種）			
	2 歳 5 月～8 月			1 回（補強接種） ***	
	2 歳 5 月～8 月			2 回接種（基礎免疫）****	
	2 歳 10 月～12 月	1 回（補強接種）			
	繁殖牝馬 9 月～12 月	1 回			

(注) * 2 回目の接種は、1 回目の接種から 4 週間以上経過（2 ヶ月以内）してから接種すること。

** 基礎免疫の 2 回目の接種から概ね 3 ヶ月後（2～4 ヶ月後）に接種すること。

3 種混合ワクチンを接種できない場合は、馬インフルエンザワクチンと日本脳炎ワクチンを接種すること。

*** 2 種混合ワクチンを接種しない場合は、3 種混合ワクチン接種から概ね 4 週後（2 週間～2 ヶ月以内）に日本脳炎ワクチンを接種すること。

**** 2 種混合ワクチンの基礎免疫の 1 回目は、日本脳炎の補強接種も兼ねていることから、3 種混合ワクチン接種から概ね 4 週後（2 週間～2 ヶ月以内）に接種すること。また、2 回目の接種は、1 回目の接種から概ね 4 週後（2 週間～2 ヶ月以内）に接種すること。

ただし、2 種混合ワクチンの接種対象は、本州以南の繋養馬とする。

●都道府県別実施頭数

区分 道県団体	育成馬予防接種										合 計	
	1 歳馬					2 歳馬						繁殖牝馬 インフルエンザ 接種
	3 種基礎接種 (29. 1-3)	3 種補強 接種	インフルエンザ 追加接種	3 種補強 接種	インフルエンザ 追加接種	日本脳炎 接種	2 種基礎 接種	3 種補強 接種	インフルエンザ 追加接種	2 種基礎 接種		
北海道	13, 264	6, 383	5, 641	3, 925	795	2, 829	0	3, 805	0	0	3, 805	36, 642
青 森	208	102	26	2	0	1	0	10	0	0	10	349
岩 手	0	0	24	29	10	22	0	0	0	0	0	85
宮 城	1	0	0	0	0	0	0	6	63	3	0	7
福 島	0	0	0	6	179	39	0	0	0	0	0	72
茨 城	0	2	15	62	19	16	79	0	0	0	0	376
千 葉	8	11	23	26	19	16	29	3	0	0	3	135
熊 本	22	13	6	3	1	2	0	0	0	0	0	47
宮 崎	18	8	29	14	7	5	0	4	0	0	4	85
鹿 児 島	22	12	115	91	5	75	0	15	0	0	15	335
計	13, 543	6, 531	5, 879	4, 158	1, 079	2, 992	108	3, 843	0	0	3, 843	38, 133

(注) 平成 28 年 4 月～同 29 年 3 月の接種頭数。1 歳馬 3 種基礎接種は同 29 年 1 月～3 月の接種頭数

②馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

② 馬鼻肺炎ワクチン接種推進事業

(日本中央競馬会畜産振興事業－4 項事業)

◎ 事業の概要

1. 事業目的	繁殖牝馬において、経済的損失が大きい馬鼻肺炎による流産の防止を目的とする。
2. 事業内容	繁殖牝馬を対象に獣医師が行う馬鼻肺炎ワクチン接種を推進する。
3. 事業実施主体	公益社団法人 中央畜産会
4. 事業主体	北海道衛指協他 8 団体
5. 事業期間	平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

- 本事業は平成 17 年～22 年度に実施されていた「軽種馬生産総合防疫対策事業」のうち「馬鼻肺炎流産予防接種・調査事業」からの継続事業である。
- 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月は日本中央競馬会競馬振興事業(3 項事業)の「繁殖牝馬予防接種推進事業」として実施。
- 平成 24 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産段階における防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 27 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「生産地等における馬防疫強化対策事業」として実施。
- 平成 28 年 4 月以降は単年度ごとに、日本中央競馬会畜産振興事業(4 項事業)の「馬防疫強化対策事業」として実施。

◎ 助成額

繁殖牝馬の馬鼻肺炎ワクチン接種に要する経費の 1/2 以内を助成する(被災地以外の地域)。

◎ 接種実績 (H28 年 4 月～H29 年 3 月)

	北海道	青森	岩手	宮城	茨城	千葉	熊本	宮崎	鹿児島	合計 (延頭数)
接種頭数	14,512	254	24	14	3	6	22	10	45	14,890

③馬伝染性子宮炎自衛防疫普及事業

③ 馬伝染性子宮炎自衛防疫普及事業

- 平成 22 年の「馬防疫検討会」において馬伝染性子宮炎 (CEM) の国内清浄化達成が確認されたことから、繁殖用軽種馬全頭の PCR 検査は平成 23 年 3 月をもって終了した。
- 平成 23 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会が国内繁殖初供用牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎侵入防止対策事業」と有症状繁殖牝馬を対象とした「馬伝染性子宮炎蔓延防止対策事業」との二事業を平成 27 年 3 月末まで実施した。
- 平成 27 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生指導事業を行う CEM 自衛防疫事業を実施している。(～平成 29 年 3 月:2 ヶ年)
- 平成 29 年 4 月からは、(公社)日本軽種馬協会は(公財)全国競馬・畜産振興会からの助成を受けて CEM 侵入防止及び蔓延防止事業と CEM 衛生啓蒙事業を行う CEM 自衛防疫普及事業を実施している。(～平成 32 年 3 月:3 ヶ年)

◎ 清浄化達成後の現在の検査体制

① CEM 侵入防止事業 「国内繁殖初供用牝馬」

海外から輸入される繁殖牝馬及び
競走馬を引退して初めて繁殖に供用される牝馬 ⇒ CEM 自衛防疫普及事業
↓
PCR 検査料=4860 円/1 検体

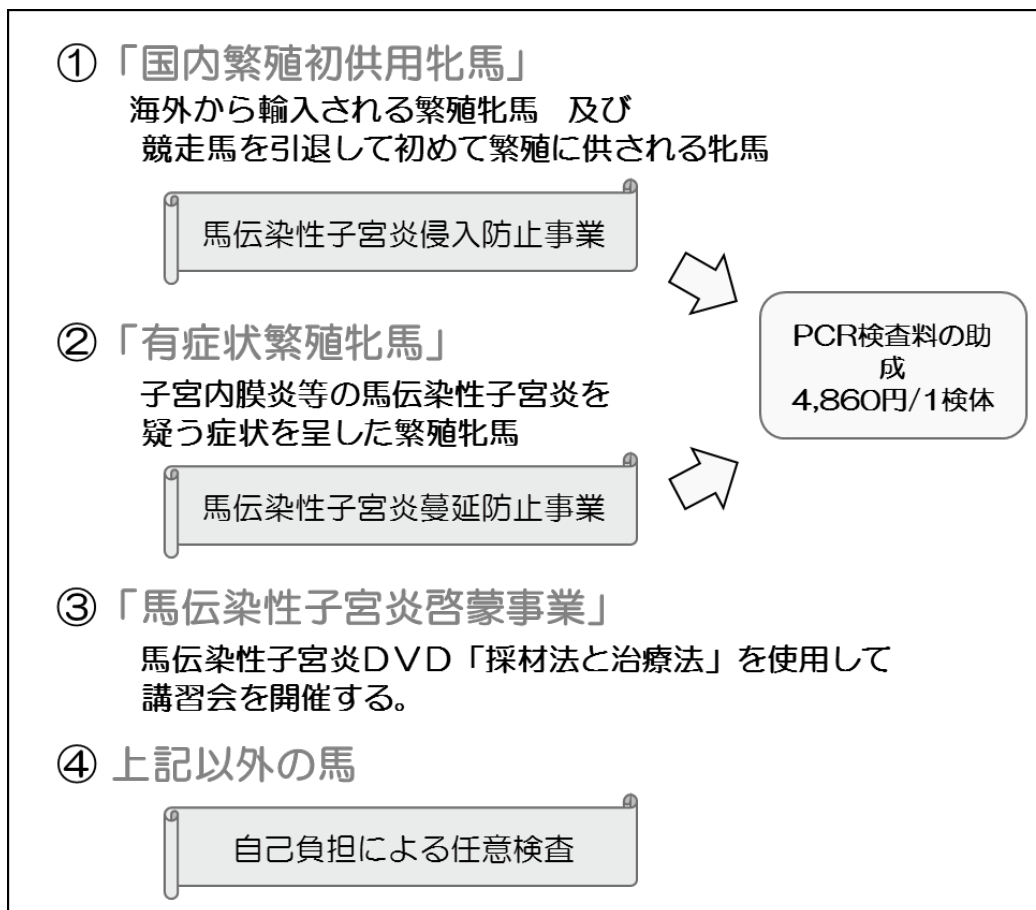
② CEM 蔓延防止事業 「有症状繁殖牝馬」

子宮内膜炎等の CEM を疑う症状を呈した繁殖牝馬 ⇒ CEM 自衛防疫普及事業
↓
PCR 検査料=4860 円/1 検体

③ 上記以外の馬

自己負担による任意検査

- ※ 上記①あるいは②に該当する馬は、PCR 検査に係る費用の一部が助成される。
- ※ また、上記②に該当する馬は、検体採材に係る費用(採材技術料)の一部が助成される。
- ※ 上記③に該当する馬の検査は、(公財)競走馬理化学研究所で受付けている。



追記：「馬伝染性子宮炎発生時の緊急防疫マニュアル」(PDF)および「馬伝染性子宮炎－採材法と治療法－」(動画)は、[軽種馬防疫協議会ホームページ内](#)でご覧いただけます。

Ⅲ . 話題提供

1. 在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業

在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業について

平成 29 年 5 月
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

平成 26 年 2 月に開催された馬防疫検討会第 12 回本会議で承認された「馬伝染性貧血清浄度評価専門会議」の報告書において、清浄性の確認が不十分であると記載された「在来馬群」および「ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩用馬の馬群」について、その伝染性貧血清浄性を確認するべく、JRA 特別振興事業である「平成 26 年度生産段階における防疫強化推進事業」の中で「在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業」が平成 26 年より 3 ヶ年計画で実施され、昨年をもって終了した。(事業主体：(公社)中央畜産会)。

1. 事業目的

馬防疫検討会で喫緊の課題とされた馬伝染性貧血の清浄性確保のための在来野生馬等をも含めた馬伝染性貧血の清浄性確認等調査を実施し、生産段階での効果的な馬防疫措置の推進を図るため、都道府県畜産協会等が実施する在来馬等飼養・衛生実態調査及び在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認検査に必要な経費を公益社団法人中央畜産会が助成し、我が国における馬防疫の推進に資するものとする。

2. 事業概要

- ① 馬伝染性貧血の定期検査が実施されていない在来馬について、馬伝染性貧血の清浄性確認検査を行い、その検査結果を取りまとめる。
対象在来馬：木曾馬、対州馬、御崎馬、トカラ馬
- ② 馬伝染性貧血の定期検査が実施されていない愛玩馬及び農用馬等の飼養・衛生状況実態調査を行い、その調査結果をとりまとめる。
対象地域：全国の都道府県

3. 調査結果

- ① 在来馬に対する馬伝染性貧血検査において、3 ヶ年で総計のべ 817 頭の検査(全ての個体について、最低 1 回は検査)を実施し、全頭で陰性が確認された。
- ② 法定検査対象外であり、検査を実施していない馬は 6,671 頭であった。
うち 5,015 頭は肥育馬であり、肥育馬以外は展示用、乗用、福祉用、農用、愛玩用、観光用、教育用であった。これら未検査馬が総飼養頭数に占める割合は、肥育馬 7.1%、肥育馬以外は 2.3%であった。

2. 第3回馬伝染性貧血清浄化評価専門会議の開催について

第3回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の開催について

JRA 馬事部 防疫課

平成26年の第12回馬防疫検討会本会議（2月4日）において、第1回および第2回馬伝染性貧血清浄度評価専門会議の報告書が提出され、内容が承認された。その総括では『競走馬や乗用馬などの軽種馬およびばんえい競走用馬の馬群（以下、競走用馬群）はEIAの感染馬が存在する可能性は非常に低い』と報告された。

また、『ばんえい競走用以外の農用、肥育用、愛玩馬用馬の馬群（以下、農用馬等群）はEIA感染馬が存在する可能性は低いと考えられたが、検査状況が明らかではなく軽種馬群と比較すると清浄性を裏付けるデータが十分とは言えないことから、未検査の個体は可能な限り検査することが望ましい』とされた。

一方、『在来馬群は一部の馬群において検査が実施されていない個体も存在し、EIAが維持されている可能性は否定できない』と報告され、国内のEIAリスク低減の観点から、可能な限り全頭検査し清浄性の確認が望ましいとの結論に至った。

そこで、平成26年から在来馬等馬伝染性貧血清浄化推進事業が畜産振興事業として開始され、在来馬の中でも検査状況が不明であった木曾馬、対州馬、トカラ馬および御崎馬について可能な限り全頭検査を実施するとともに、全国都道府県の馬飼養・衛生状況を調査して全国のEIA検査状況を把握した。

平成27年の第13回馬防疫検討会本会議（11月4日）では、これらの事業および競走馬群における検査状況に基づき、わが国における疫学状況を改めて評価することが承認されており、今回専門会議を開催するに至ったものである。

1. 背景と経緯

馬伝染性貧血は、吸血昆虫の媒介による機械的伝播、あるいは汚染注射器や生物学的製剤を介した人為的感染等によって伝播し、ウマ科の動物に回帰熱と貧血を起こす感染症である。本症は致死的な疾病であり、有効な治療法もないことから、馬産業に大きな損害をもたらす伝染病として、家畜伝染病（法定伝染病）に指定されている。

馬伝染性貧血は、世界各国で今なお発生が認められ、清浄国として認知されている国はほとんどない。昨年はヨーロッパのアイルランドやドイツで集団発生が報告されており、その原因として血液製剤のウイルス汚染が疑われている。

我が国では古くより発生が続発してきたものの、寒天ゲル内沈降反応による血清診断法が確立されて以降は急速に減少し、1984年以降の摘発例は、1993年の岩手県の1牧場における農用馬2頭のみであった。

しかしながら、2011年3月、JRA宮崎育成牧場において、宮崎県在来種である御崎馬由来の乗用馬1頭が本病陽性として摘発され、疫学調査の結果、福岡県の観光牧場で飼養されていた御崎馬由来の乗用馬1頭および野生の御崎馬96頭中12頭の陽性が確認された。これらの陽性馬は7月22日までに全馬が淘汰された。また、JRA宮崎育成牧場および福岡県の観光牧場における疫学関連馬の追跡調査では、全馬陰性であった。なおその後、動物衛生研究所で病性鑑定が実施され、この摘発で検出されたウイルスは1940から50年代にわが国で流行したウイルスが家畜伝染病予防法に基づく検査の対象とならない野生の御崎馬で保存されていた可能性が示された。

他方、わが国の競走馬および乗用馬の馬群においては、1984年以降2011年まで23年間、法令下での検査に加え、競馬場等での自主検査も広く実施されており、先に述べた1993年の例外的摘発例を除いて、本病の発生は認められていない。

2. 検討内容

在来馬等馬伝染性貧血清浄性確認に係る調査報告書の内容を踏まえ、在来馬群および農用馬等群の疫学状況を再評価するとともに、家畜伝染病予防法施行規則第9条に基づく検査および競馬場等における自衛検査が定期的に行われている競走用馬群について、その後の検査状況も加味して今後の監視体制を再検討し、わが国における馬の防疫施策に提言する。

3. 専門委員

- 学識経験者（2～3名）
- 動物検疫所（1名）
- 動物衛生研究部門（1～2名）
- 日本中央競馬会（1名）

本会議の総括

わが国の馬においては、EIA感染馬が存在する可能性は非常に低く、本病の特性、疫学的な状況等からも無視できるものと評価され、馬伝染性貧血は清浄化されたと考えるのが妥当という結論に至った。

一方で、次頁のように海外においてはEIAの発生は継続していることから、引き続き輸入馬からの侵入リスクについては注意が必要である。

3. 軽防協ニュース速報（号外）



軽防協ニュース速報（号外）

2017年8月3日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

欧州における馬伝染性貧血の発生状況について

馬伝染性貧血は、わが国の軽種馬群では近年清浄化が確認されたところではあるが、欧州各国においては、2017年1月の発生を皮切りに発生の報告が増加しているため、その概要を紹介する。

2017年1月11日、ドイツにおいて1例の発生が確認された。6月以降も発生が継続し、7月18日現在、9例が確認されている。ドイツでの発生は2015年以来である。

2017年7月3日、オランダにおいてポロ競技馬で1例の発生を確認した。オランダにおける馬伝染性貧血の発生は初めてとなった。

2017年7月7日、スイスにおいて臨床上健康な13歳セン馬がサーベイランスで血清陽性となり、安楽死となった。スイスでの発生は1991年以来、26年ぶりとなった。

2017年7月17日、マケドニアにおいて4例の発生が確認された。マケドニアでの発生は2004年以来、13年ぶりとなった。

2017年7月18日、スペインにおいて2例の不顕性例が確認された。スペインでの発生は1983年以来、34年ぶりとなった。

いずれの発生においても原因は明らかではないが、移動制限や検疫、サーベイランスなどが行われている。陽性例は寒天ゲル内沈降反応で確認されている。

【参考】

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review/viewsummary?fupser=&dothis=&reportid=22410

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=24195

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=24249

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=24300

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=24334

軽種馬防疫協議会



軽防協ニュース速報

2017年9月14日

軽種馬防疫協議会 事務局

(JRA 馬事部防疫課)

輸入検疫期間中に馬インフルエンザが摘発された件について

2017年3月22日、動物検疫所門司支所新門司検疫場に入検したカナダ産肥育用馬において、馬インフルエンザが摘発された。

入検1日目(3月23日)、輸入された114頭に対して通常行う迅速抗原検査を実施し、1頭の陽性が確認され、同日から鼻汁等の馬インフルエンザを疑う症状を呈する個体が2割程度認められた。入検7日目(3月29日)までに迅速抗原検査あるいはrRT-PCRで全頭(114頭)の感染を確認した。

全馬については、家畜衛生条件に基づき出国検疫前1年以内に4~6週間間隔で2回のワクチン(A/equine/Kentucky/1/1997株を用いた製品)の接種が実施されていた(初回接種:2月6日、追加接種:3月13日)。今回、分離されたウイルス株は、H3N8亜型フロリダ亜系統Clade1であった。なお、カナダでの出国検疫期間中、臨床検査以外の馬インフルエンザの検査は実施されない。

全頭の感染を確認した日から14日経過した4月12日、再度rRT-PCRによる検査を実施し、全頭陰性であったため、4月13日に109頭(検疫期間中に5頭死亡)の輸入検疫証明書を発行した。

全頭の初回血清(3月23日採血)について、フロリダ亜系統Clade1株(A/equine/ibaraki/1/2007)を抗原として実施したHI試験では、94頭のHI抗体価が10倍以下であった。このことから、2回のワクチン接種にもかかわらず、約8割の個体は有効なワクチン抗体を有していなかったことが示唆された。

本事例から、閉鎖環境下でワクチン抗体価の低い馬群に馬インフルエンザウイルスが侵入した場合、感染は急速に拡大し、初発から終息までに3週間程度かかると考えられた。

情報提供: 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

農林水産省 動物検疫所 精密検査部、門司支所

軽種馬防疫協議会

4. 馬インフルエンザワクチン（新ワクチン株）の発売について

馬インフルエンザワクチン（新ワクチン株）の発売について

2014年の動物用インフルエンザワクチン国内製造用株選定委員会において、OIE（国際獣疫事務局）の推奨株を含む株（クレード1のIbaraki/07株、クレード2のYokohama/10株）が候補株に選定され、同年製造用株として追加されております（下表参照）。

これを受けまして、昨年8月下旬より新ワクチン株の馬インフルエンザワクチンが市販されました。

市販後のワクチンの接種方法につきましては、従来の方法から変更ありません。また、新しいワクチンと旧ワクチンの双方とも海外における馬インフルエンザ流行株に対して十分有効であることから、改めて新ワクチンによる基礎接種をやりなおす必要もありません。

これまで通り旧ワクチンと区別無く接種が可能ですので、今後とも本協議会の定める予防接種要領に沿った適切な接種を励行されますようお願いいたします。

表) 馬インフルエンザワクチンの株構成

OIE 推奨株	旧ワクチン株	新ワクチン株
アメリカ系統 フロリダ亜系統 クレード1	Ibaraki/07株	Ibaraki/07株
アメリカ系統 フロリダ亜系統 クレード2		Yokohama/10株
	La Plata/93株 アメリカ系統 アルゼンチン亜系統	
	Avesta/93株 ユーラシアン系統	

5. 『エクエヌテクト ERP』 妊娠馬用法の承認について

資料

平成 28 年 11 月 8 日

取引店各位

日生研株式会社 営業部

『エクエヌテクト ERP』 妊娠馬用法の承認について

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社製品『エクエヌテクト ERP (馬鼻肺炎生ワクチン)』につきまして、妊娠馬用法が承認されましたのでご案内申し上げます。

これに伴いまして、使用説明書の改正を行うこととなりました。本用法が使用説明書へ反映されますのがロット 5 からとなるため、ロット 3,4 につきましては、製品と同梱します下記文書を、1 箱 (1 バイアル) につき 1 枚添付して販売していただきますようお願い申し上げます。

尚、下記ご参照の上ご不明な点がございましたら、弊社営業担当者までお問い合わせ下さい。お取引店様には大変お手数をおかけいたしますが、何卒お力添えを賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

対象製品：エクエヌテクト ERP

当該製品の妊娠馬用法の承認に伴い、使用説明書の一部が変更となりました。

【旧】

用法及び用量

小分製品に添付の溶解用液を加えて溶解し、その 2mL ずつを 3 週間隔で 2 回、6 か月齢以上の馬の筋肉内に注射する。

効能又は効果

馬ヘルペスウイルス 1 型感染による呼吸器疾病の症状の軽減

【新】

用法及び用量

小分製品に添付の溶解用液を加えて溶解し、その 2mL ずつを 3 週間隔で 2 回、6 か月齢以上の馬の筋肉内に注射する。妊娠馬では 4 週間隔で 2 回とし、妊娠 6～8 か月で第 1 回目を注射する。

効能又は効果

馬ヘルペスウイルス 1 型感染による呼吸器疾病の症状の軽減及び妊娠馬の異常産（流産、妊娠中の胎子死亡又は生後直死）の抑制

以上

追記：馬鼻肺炎ワクチン推進事業(23頁)においては、妊娠馬に対する生ワクチンの接種についても、今年度より生ワクチンも費用補助の対象となる。

〒198-0024 東京都青梅市新町 9 丁目 2221 番地の 1
TEL: 0428-33-1006/1009 (営業部) FAX: 0428-31-6696
<http://www.jp-nisseiken.co.jp>

 日生研株式会社
NISSEIKEN

6. 馬防疫に関する学術集会（平成 29 年）

①. 平成 29 年度「馬防疫検討会」馬感染症研究会

「馬防疫検討会」馬感染症研究会が下記のとおり開催される。

馬感染症研究会・技術部会

1. 主 催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会 (JRA)／公益社団法人 中央畜産会

2. 開催日時：平成 29 年 10 月 16 日（月）～ 10 月 19 日（木）

3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所

4. プログラム

第 1 日目 10 月 16 日（月）

進行：額田 紀雄（JRA 馬事部 防疫課）

(1) 開会挨拶 菊池 栄作（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）

(2) 主催者紹介

(3) わが国における馬の防疫体制

座長：秋庭 正人（動物衛生研究部門）

①馬の防疫と馬防疫検討会の役割

菊池 栄作（農林水産省 消費・安全局 動物衛生課）

②軽種馬の防疫と JRA の役割

岡野 篤（JRA 馬事部 防疫課）

③馬の防疫に関する各都道府県の現状

参加都道府県代表者

(4) 保定法／個体識別法／検体採取法（実習）

講師：前田 達哉（JRA 馬事部 防疫課）、辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）、上野 孝範、丹羽 秀和、越智 章仁、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(5) 総研施設案内

案内：成田 正一（JRA 総研・企画調整室）

第 2 日目 10 月 17 日（火）

(6) ウイルス感染症の血清学的診断法－1（実習）

講師：辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）

(7) 病理解剖法（講義）

講師：上野 孝範（JRA 総研・微生物研究室）

(8) 病理解剖法（実習）、細菌感染症の検査法－1（実習）

講師：上野 孝範、越智 章仁、片山 芳也（JRA 総研・微生物研究室）

第 3 日目 10 月 18 日（水）

(9) 細菌感染症－1（講義）

講師：丹羽 秀和、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(10) 細菌感染症の検査法－2（実習）

講師：丹羽 秀和、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(11) ウイルス感染症の血清学的診断法－2（実習）

講師：辻村 行司、根本 学、坂内 天（JRA 総研・分子生物研究室）

第 4 日目 10 月 19 日（木）

(12) 細菌感染症の検査法－2（実習）

講師：丹羽 秀和、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(13) 細菌感染症－2（講義）

講師：丹羽 秀和、内田 英里（JRA 総研・微生物研究室）

(14) 原虫感染症（講義）

講師：片山 芳也（JRA 総研・微生物研究室）

(15) 寄生虫症（講義）

講師：越智 章仁（JRA 総研・微生物研究室）

(16) ウイルス感染症－1（講義）

講師：山中 隆史（JRA 総研・分子生物研究室）

(17) ウイルス感染症－2（講義）

講師：山中 隆史（JRA 総研・分子生物研究室）

(18) 意見交換

司会：額田 紀雄（JRA 馬事部 防疫課）

(19) 閉会挨拶

額田 紀雄（JRA 馬事部 防疫課）

馬感染症研究会・研究部会

1. 主 催：農林水産省／農研機構 動物衛生研究部門／日本中央競馬会 (JRA)／公益社団法人 中央畜産会

2. 開催日時：平成 29 年 10 月 20 日（金）午前 10 時～午後 3 時 20 分

3. 開催場所：JRA 競走馬総合研究所

4. プログラム

進行：成田 正一（JRA 競走馬総合研究所・企画調整室）

(1) 開会挨拶

坂本 研一（動物衛生研究部門長）

木村 一人（JRA 馬事担当理事）

(2) 一般講演

座長：秋庭 正人（動物衛生研究部門）

- 1) カンピロバクターのペプチドグリカン修飾酵素に関する研究
～鶏腸管定着阻害剤の開発に向けて～

岩田 剛敏（動物衛生研究部門）

- 2) 口蹄疫の発生動向と簡易診断キットの開発について

森岡 一樹（動物衛生研究部門）

座長：古角 博（JRA 競走馬総合研究所・分子生物研究室）

- 3) 新しい馬インフルエンザワクチンの欧州流行変異 (A144V) 株に対するワクチン効果の向上

山中 隆史（JRA 競走馬総合研究所・分子生物研究室）

座長：片山 芳也（JRA 総研・微生物研究室）

- 4) MRSA の分離症例と分離株の解析について（仮）

丹羽 秀和（JRA 競走馬総合研究所・微生物研究室）

(3) 特別講演

座長：山中 隆史（JRA 競走馬総合研究所・分子生物研究室）

エマージングウイルス：最近の話題

河岡 義裕（東京大学医科学研究所、ウィスコンシン大学）

(4) 共同研究実施概要

座長：山川 睦（動物衛生研究部門）

- 1) 馬パラチフス菌の全ゲノム情報を利用した各種検査法の開発

秋庭 正人（動物衛生研究部門）

- 2) レーザーマイクロダイセクション法の馬感染症の病理学的診断法への応用

木村久美子（動物衛生研究部門）

(5) 感染症に関する情報交換

- 1) 国内外における馬の伝染病の発生状況

岡野 篤（JRA 馬事部 防疫課）

- 2) 馬の輸出入検疫状況

日比 浩之（農林水産省 動物検疫所）

- 3) 馬用の生物学的製剤の製造状況について

大石 弘司（農林水産省動物 医薬品検査所）

(6) 閉会挨拶

田嶋 義男（JRA 競走馬総合研究所）

②. 第45回生産地における軽種馬の疾病に関するシンポジウムの開催報告

(本発表会において報告された演題の要旨集は軽種馬防疫協議会のホームページでご覧いただけます。)

1. 主 催：日本中央競馬会 (JRA)
2. 開催日時：平成29年7月13日 (木)
3. 開催場所：静内エクリプスホテル
4. 議 事

シンポジウム1

馬鼻肺炎による流産対策

座長：佐藤 研志 (北海道日高家畜保健衛生所 次長)、松村 富夫 (JRA 参与)

- 1) 牧場における馬鼻肺炎流産の予防策
 - 富成 雅尚 (JRA 日高育成牧場)
- 2) 日高管内における流産発生状況と ERV 継続発生防止への取り組み
 - 宮澤 国男 (北海道日高家畜保健衛生所)
- 3) 馬鼻肺炎生ワクチン (エクエヌテクト ERP) について -妊娠馬への効能追加-
 - 大森 崇司 (日本生物科学研究所)
- 4) 妊娠馬での馬鼻肺炎生ワクチンの使用方法に関する考察
 - 辻村 行司 (JRA 競走馬総合研究所)

帰朝報告

米国ケンタッキー州における繁殖牝馬および子馬の獣医療

- 遠藤 祥郎 (JRA 日高育成牧場)

シンポジウム2

感染症対策-有効な消毒法と医療施設における実践例

座長：丹羽 秀和 (JRA 競走馬総合研究所)

- 1) 馬の医療関連感染症原因菌の生残性と各種消毒薬の効果
 - 越智 章仁 (JRA 競走馬総合研究所)
- 2) JRA における *Clostridioides difficile* 感染症の発生状況と感染防止対策
 - 内田 英里 (JRA 競走馬総合研究所)
- 3) 社台ホースクリニックにおける感染症対策 -オゾンガス・オゾン水を利用した消毒-
 - 鈴木 吏 (社台ホースクリニック)

一般講演

座長：羽田 哲朗 (JRA 日高育成牧場 生産育成研究室長)

- 1) 社台ホースクリニック馬細胞治療センターと ADRCs
 - 加藤 史樹 (社台ホースクリニック)
- 2) 馬の黄体の超音波所見から何が読み取れるか？
 - 七尾 祐樹 (NOSAI みなみ日高支所 中部家畜診療センター)
- 3) 抗ミューラー管ホルモン (AMH) 値が微増した繁殖牝馬の2症例
 - 大塚 智啓 (日高軽種馬農業協同組合)

IV . 軽種馬防疫協議会からのお知らせ

軽種馬防疫協議会からのお知らせ

2016年12月28日
軽種馬防疫協議会 事務局
(JRA 馬事部防疫課)

健康手帳記入事項の再確認について

先般、乗用馬において馬の検査・注射・薬浴・投薬証明手帳（以下健康手帳）の各種予防接種実施証明書欄に、実際には接種されていない予防接種の証明が偽造されていたことが判明し、一構成団体より管理者に対して処分が下される事案が発生いたしました。軽種馬防疫協議会としましても、馬の個体情報を管理する唯一のツールである健康手帳に虚偽の記載があったことについて防疫上看過できない重大な問題として受け止めております。つきましては関係各所の皆様には、国内の馬防疫の維持のため、改めて記入事項の再確認と責任を以って記入するようお願いいたします。



愛馬の健康管理は3種類の予防接種から

監視伝染病である馬インフルエンザ・日本脳炎・破傷風の
予防接種を実施しましょう！

3つの監視伝染病について

馬インフルエンザ(届出伝染病)

馬インフルエンザは、ウイルス感染によって起こる急性の呼吸器感染症です。人のインフルエンザとは異なり、冬だけでなく一年を通じて流行するのが特徴です。著しく伝染力が強いため、短期間に多数の馬が感染します。2016年から発売されている最新のワクチンには、海外で流行が確認されており、OIE(国際獣疫事務局)がワクチン株として推奨しているフロリダ亜系統クレード1のIbaraki/O7株およびクレード2のYokohama/10株が含まれています。

- 【症状】
- ・40℃前後の高熱
 - ・元氣・食欲の低下
 - ・強い乾性の咳
 - ・水様性の鼻汁

日本脳炎(法定伝染病)

日本脳炎ウイルスは、蚊(主として「コガタアカイエカ」)の媒介によって馬や人に脳炎を起こします。しかし、馬から人、人から馬に直接伝染することはありません。

- 【症状】
- ・40℃前後の高熱
 - ・頭部を下げ、日光を避けて壁などに寄りかかる沈うつ状態を示す(麻痺型)。
 - ・前掻きや旋回運動を繰り返し、時には狂騒状態を示す(興奮型)。
 - ・軽症例では、脳炎を伴わないこともある。

破傷風(届出伝染病)

土壌中に生息している破傷風菌は、傷口から感染し、体内で増殖して毒素を産生します。この毒素が運動中枢神経を侵すことによって、特有の神経症状を示します。破傷風は人を始め多くの動物がかかる感染症ですが、特に馬は破傷風菌に対する感受性の高い動物として知られています。

- 【症状】
- ・全身の筋肉の硬直や痙攣
 - ・呼吸困難
 - ・全身の発汗
 - ・外的刺激への過剰反応

休養中あるいは育成中の
競走馬や乗馬などにも
予防接種を徹底しましょう！

予防接種について

軽種馬防疫協議会では、以下のとおり馬の予防接種要領を定めています。予防接種については、獣医師に相談してください。

★馬の予防接種要領★

●馬インフルエンザ

初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、以降半年に1回(春季・秋季)の補強接種を実施すること。
※予防接種間隔が1年を越えた場合は、再度基礎免疫から実施すること。

●日本脳炎

使用説明書に基づいて、その年の流行期前の5月～6月に2回接種すること。
※5月～6月に接種が完了していない場合でも、必ず10月末までに接種すること。

●破傷風

初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、翌年からは年に1回の補強接種を実施すること。
※前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。

- 各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。
- 予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。

集団で定期的な予防接種を
心がけましょう！

馬の移動について

馬の移動に際しては、移動歴の記入および予防接種の証明を受けた「馬の健康手帳」を携行しましょう。



このリーフレットは軽種馬防疫協議会ホームページからダウンロードできます
www.keibokyo.com

軽種馬防疫協議会

東京都港区六本木6-11-1
日本中央競馬会本部馬事部防疫課内

TEL: 03-5785-7517・7518
FAX: 03-5785-7526

V. 軽種馬防疫協議会 委員名簿

平成 29 年 6 月 14 日現在

(順不同・敬称略)

- 議長：木所 康夫（日本中央競馬会 常務理事）
- 常任委員：留守 悟（地方競馬全国協会 理事）
- 西村 啓二（日本軽種馬協会 副会長・常務理事）
- 木口 明信（日本馬術連盟 常務理事）
- 永峰 一弘（日本馬事協会 専務理事）
- 木村 一人（日本中央競馬会 馬事担当理事）

○専門委員：

農林水産省

- 大森 正敏（生産局 畜産部 競馬監督課 首席競馬監督官）
- 佐々木勝憲（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（中央班長））
- 西村 博昭（生産局 畜産部 競馬監督課 課長補佐（地方班長））
- 大竹 匡巳（生産局 畜産部 畜産振興課 技術第 1 班 課長補佐）
- 谷 義人（消費・安全局 動物衛生課 検疫業務班 課長補佐）
- 菊池 栄作（消費・安全局 動物衛生課 防疫業務班 課長補佐）
- 鈴木 一弘（消費・安全局 動物検疫所 検疫部長）
- 大石 弘司（動物医薬品検査所 検査第一部長）

(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門

- 山川 睦（海外病研究調整監）
- 秋庭 正人（細菌・寄生虫研究領域 領域長）

地方競馬全国協会

- 西澤 州平（公正部 部長）
- 菅 浩雅（公正部 調査役）

日本軽種馬協会

- 江口 貞男（業務部長）

日本馬術連盟

- 阿部 憲二（事務局長）
- 川嶋 舟（獣医委員会委員）

地方競馬主催者

- 岡井 和彦（北海道軽種馬振興公社 競走関連部 獣医グループ主幹）
- 徳安 貴弘（帯広市農政部 ばんえい振興室 主幹）
- 伊藤 真（岩手県競馬組合 業務部）

黒田 浩之 (埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所長)
八木 健 (千葉県競馬組合 業務課技師)
岡邑 誠 (特別区競馬組合 競馬事務局 競走課)
矢島 純夫 (神奈川県川崎競馬組合 きゅう舎管理課)
四ッ谷正一 (石川県競馬事業局 競馬業務課長)
安藤 恵三 (岐阜県地方競馬組合 業務課長)
安達 教治 (愛知県競馬組合 専門員 (獣医統括))
西 龍一 (兵庫県競馬組合 事業部 業務課)
長山 昌弘 (高知県競馬組合 競走馬診療所長)
相川雄一郎 (佐賀県競馬組合 馬診療所長)

日本馬事協会

中山 清秀 (参与・事務局長)

全国乗馬倶楽部振興協会

山口 洋史 (専務理事)

全国公営競馬獣医師協会

上田 毅 (会長)

競走馬育成協会

佐藤 光信 (副会長・常務理事)

軽種馬育成調教センター

藤井 良和 (調査役)

日本競走馬協会

小林 英典 (常務理事)

日高家畜衛生防疫推進協議会

駒澤 弘義 (理事)

胆振家畜自衛防疫推進協議会

吉田 喜義

ジャパン・スタッドブック・インターナショナル

和田 雅雄 (理事長)

中央畜産会

関谷 順一 (衛生指導部長 (防疫担当))

日本中央競馬会

馬事部

山野辺 啓 (馬事部長)
伊藤 幹 (馬事部部長補佐)
松田 芳和 (馬事部獣医課長)
額田 紀雄 (馬事部防疫課長)

競走馬総合研究所

松村 富夫 (競走馬総合研究所 参与)
近藤 高志 (競走馬総合研究所 企画調整室長)
成田 正一 (競走馬総合研究所 企画調整室 調査役)

栗東トレーニング・センター

奥 河寿臣 (競走馬診療所長)

美浦トレーニング・センター

和田 信也 (競走馬診療所長)

○幹 事：西澤 州平 (地方競馬全国協会 公正部 部長)
菅 浩雅 (地方競馬全国協会 公正部 調査役)
江口 貞男 (日本軽種馬協会 業務部長)
阿部 憲二 (日本馬術連盟 事務局長)
中山 清秀 (日本馬事協会 参与・事務局長)
山野辺 啓 (日本中央競馬会 馬事部長)
額田 紀雄 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)

○事務局長：山野辺 啓 (日本中央競馬会 馬事部長)

○事務局：伊藤 幹 (日本中央競馬会 馬事部 部長補佐)
額田 紀雄 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課長)
岡野 篤 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課課長補佐)
前田 達哉 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)
大塚 佑 (日本中央競馬会 馬事部 防疫課係長)



軽種馬防疫協議会

(<http://keibokyo.com/>)

日本中央競馬会、地方競馬全国協会、日本馬術連盟
および日本軽種馬協会を中心に構成され、
軽種馬の自衛防疫を目的とする協議会です。
(昭和 47 年 8 月 11 日 設立)

議 長 木所 康夫
事務局長 山野辺 啓

事 務 局 〒106-8401 東京都港区六本木 6-11-1
日本中央競馬会 馬事部 防疫課内
e-mail info@keibokyo.com
TEL.03-5785-7517・7518 FAX.03-5785-7526